

国の債権に係る情報の公表

内閣府(一般会計)

※沖縄総合事務局を含む

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)

	平成28年度									平成29年度									平成30年度								
	管理対象債権額			消滅額						管理対象債権額			消滅額						管理対象債権額			消滅額					
	前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分	うち		本年度発生分		前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分	うち		本年度発生分		前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分	うち		本年度発生分				
					不納欠損額	うち							不納欠損額	うち							不納欠損額	うち			不納欠損額	うち	
合 計	52,256	29,873	22,382	23,469	1,334	0	22,135	-	61,833	31,150	30,682	34,121	3,808	22	30,312	-	50,262	29,587	20,674	23,711	3,444	3	20,267	-			
備 考	(主な管理対象債権額) 災害援護貸付金債権 29,751百万円 東日本大震災復興放射性物質汚染対策緊急除染等事業費回収金収入 6,890百万円 返納金債権 13,722百万円			(主な消滅額) 東日本大震災復興放射性物質汚染対策緊急除染等事業費回収金収入 6,890百万円 返納金債権 13,722百万円						(主な管理対象債権額) 災害援護貸付金債権 29,055百万円 東日本大震災復興放射性物質汚染対策緊急除染等事業費回収金収入 5,539百万円 返納金債権 24,728百万円			(主な消滅額) 東日本大震災復興放射性物質汚染対策緊急除染等事業費回収金収入 5,539百万円 返納金債権 24,719百万円						(主な管理対象債権額) 災害援護貸付金債権 28,135百万円 諸納付金債権 12,825百万円 返納金債権 4,506百万円			(主な消滅額) 不動産売払代債権 1,293百万円 諸納付金債権 12,825百万円 返納金債権 4,506百万円					

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第四百四十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

(付表)

平成28年度

不納欠損額の内訳

内閣府

一般会計

(単位:千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)	0	-	0	-	0	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	0	-	0	-	0	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分停止)	0	-	0	-	0	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	0	-	1	341	1	341	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み)	0	-	1	341	1	341	(目)物件貸付料債権 341千円
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が終了)	0	-	0	-	0	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)	0	-	0	-	0	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により債務者が免責)	0	-	0	-	0	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定)	0	-	0	-	0	-	

※計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているため、端数において合計とは合致しないものがある。

(付表)

平成29年度

不納欠損額の内訳

内閣府

一般会計

(単位:千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)	0	-	0	-	0	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	0	-	22	22,954	22	22,954	(目)土地及水面貸 付料 22,954千円
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分停止)	0	-	0	-	0	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	0	-	0	-	0	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、 かつ、援用の見込み)	0	-	0	-	0	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が終了)	0	-	0	-	0	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務に ついて限定承認があった場合において、相続財産の価 額が強制執行費用等を超えない見込み)	0	-	0	-	0	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定によ り債務者が免責)	0	-	0	-	0	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について 法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見 込みがない旨決定)	0	-	0	-	0	-	

※計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているもので、端数において合計とは合致しないものがある。

(付表)

平成30年度

不納欠損額の内訳

内閣府

一般会計

(単位:千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)	0	-	0	-	0	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	0	-	0	-	0	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分停止)	0	-	0	-	0	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	0	-	1	3,095	1	3,095	(目) 土地及水面貸 付料 3,095千円
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、 かつ、援用の見込み)	0	-	1	3,095	1	3,095	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が終了)	0	-	0	-	0	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務に ついて限定承認があった場合において、相続財産の価 額が強制執行費用等を超えない見込み)	0	-	0	-	0	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定によ り債務者が免責)	0	-	0	-	0	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について 法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見 込みがない旨決定)	0	-	0	-	0	-	

※計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているため、端数において合計とは合致しないものがある。